

昭和二十五年政令第三十号

漁業法施行令

内閣は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十六号）及び漁業法施行法（昭和二十四年法律第二百六十八号）を実施するため、並びにこれらの法律の規定に基き、この政令を制定する。

（漁業法の施行期日）

第一条 漁業法（以下「法」という。）の施行期日は、昭和二十五年三月十四日とする。

（漁獲割当割合の設定の申請者の使用者）

第二条 法第十八条第一項第三号の政令で定める使用人は、法第十七条第一項の規定により申請した者の使用者であつて、操船又は漁ろうを指揮監督するものとする。

（法第十九条第四項の規定による同意に関する手続等）

第三条 法第十九条第四項の規定による同意は、農林水産大臣又は都道府県知事が、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意に係る年次漁獲割当量設定者に対し同項の規定による電磁的方法による通知に用いられる電磁的（次項において「書面等」という。）によつて得るものとする。

農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の同意を得た場合であつても、当該同意に係る年次漁獲割当量設定者から書面等により法第十九条第四項の規定による電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該電磁的方法による通知をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該年次漁獲割当量設定者から再び前項の同意を得た場合は、この限りでない。

（漁獲割当管理原簿への記録等）

第四条 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲割当割合若しくは年次漁獲割当量の設定若しくは取消しをしたとき又は漁獲割当割合若しくは年次漁獲割当量の移転があつたときは、その内容その他の農林水産省令で定める事項を漁獲割当管理原簿に記録するものとする。

農林水産大臣又は都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、漁獲割当管理原簿に記録された事項（公表することにより個人の権利利益を害するものその他の公表することが適当でないものとして農林水産省令で定めるものを除く。）を公表するものとする。

（漁業者等について制限措置を統一して講ずべき事由）

第五条 法第三十六条第二項の政令で定める事由は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 我が国が締結した条約その他の国際約束による。

二 当該漁業に係る漁場の区域が広域にわたること。

三 我が国が該当する取決めが存在することとす。

四 我が国が該当する取決めが存在することとす。

五 我が国が該当する取決めが存在することとす。

六 我が国が該当する取決めが存在することとす。

七 我が国が該当する取決めが存在することとす。

八 我が国が該当する取決めが存在することとす。

九 我が国が該当する取決めが存在することとす。

十 我が国が該当する取決めが存在することとす。

十一 我が国が該当する取決めが存在することとす。

十二 我が国が該当する取決めが存在することとす。

十三 我が国が該当する取決めが存在することとす。

十四 我が国が該当する取決めが存在することとす。

十五 我が国が該当する取決めが存在することとす。

十六 我が国が該当する取決めが存在することとす。

十七 我が国が該当する取決めが存在することとす。

十八 我が国が該当する取決めが存在することとす。

十九 我が国が該当する取決めが存在することとす。

二十 我が国が該当する取決めが存在することとす。

二十一 我が国が該当する取決めが存在することとす。

二十二 我が国が該当する取決めが存在することとす。

二十三 我が国が該当する取決めが存在することとす。

二十四 我が国が該当する取決めが存在することとす。

二十五 我が国が該当する取決めが存在することとす。

二十六 我が国が該当する取決めが存在することとす。

二十七 我が国が該当する取決めが存在することとす。

二十八 我が国が該当する取決めが存在することとす。

二十九 我が国が該当する取決めが存在することとす。

三十 我が国が該当する取決めが存在することとす。

三十一 我が国が該当する取決めが存在することとす。

三十二 我が国が該当する取決めが存在することとす。

三十三 我が国が該当する取決めが存在することとす。

三十四 我が国が該当する取決めが存在することとす。

三十五 我が国が該当する取決めが存在することとす。

三十六 我が国が該当する取決めが存在することとす。

三十七 我が国が該当する取決めが存在することとす。

三十八 我が国が該当する取決めが存在することとす。

三十九 我が国が該当する取決めが存在することとす。

四十 我が国が該当する取決めが存在することとす。

四十一 我が国が該当する取決めが存在することとす。

四十二 我が国が該当する取決めが存在することとす。

四十三 我が国が該当する取決めが存在することとす。

四十四 我が国が該当する取決めが存在することとす。

四十五 我が国が該当する取決めが存在することとす。

四十六 我が国が該当する取決めが存在することとす。

四十七 我が国が該当する取決めが存在することとす。

四十八 我が国が該当する取決めが存在することとす。

四十九 我が国が該当する取決めが存在することとす。

五十 我が国が該当する取決めが存在することとす。

て準用する場合を含む。）の意見の聴取について準用する。この場合において、行政手続法第十五条第一項及び第三項並びに第十六条第四項第一項及び第三項の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）とあり、並びに同法第二十条第一項から第五項まで、第二十一条、第二十二条第一項、第二十三項並びに第二十四条第一項及び第三項中「主宰者」とあるのは、「海区漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会」と、同法第十八条第二項中「前項」とあるのは、「漁業法第八十九条第六項（漁業法施行令第九条第二項において準用する場合を含む。以下同様）」とあるのは、「漁業法第八十九条第六項（漁業法施行令第九条第二項において準用する場合を含む。以下同様）」とあるのは、「漁業法第五十八条に規定する知事許可漁業の許可の申請をした者の使用者であつて、操船又は漁ろうを指揮監督するものとする。

（知事許可漁業の許可に關する技術的読替え）第七条 法第五十八条において読み替えて準用する法第四十条第一項の規定については、同項中「該当する場合」とあるのは、「該当する場合その他規則で定める場合」と読み替えるものとする。（免許の申請者の使用者）

第八条 法第七十二条第一項第三号の政令で定める使用者は、同項に規定する免許の申請をした者の使用者であつて、操船若しくは漁ろうを指揮監督するもの又は養殖を管理するものとする。

（海区漁業調整委員会等が行う意見の聴取）

第九条 行政手続法（平成五年法律第八十八号）

第三章第二節（第十五条第一項第四号、第十八条第一項、第十九条、第二十条第六項及び第二十五条から第二十八条までを除く。）の規定は、

法第八十九条第六項の規定は、前項において準用する行政手続法第十七条第二項に規定する参加人であつて、法第八十六条第一項、第八十九条第一項、第九十二条第一項若しくは第二項若しくは第九十三条第一項の規定（これらの規定を法第八十八条第四項において準用する場合を含む。）、法第一百六十二条第二項若しくは第三項若しくは第一百六十九条第二項の規定又は法第一百七十七条第十四項において準用する同条第六項の規定による処分がされた場合に自己の利益を害されることとなるものについて準用する。

前二項に定めるもののほか、海区漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会が行う第一項に規定する意見の聴取に關する事務に從事した経験がある者

三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（同法第一百八条第三項の短期大学を含む。）、国立研究開発法人水産研究所・教育機構、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する政令（平成十二年政令第三百三十三号）第十六条の規定による改正前の農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）第百八十三条第一項の水産大学校において法律又は水産に関する科目を修めて卒業した者（当該科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

又は都道府県知事から当該変更の内容が適当である旨の認定を受けなければならない。

認定協定に参加している者は、前項の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その内容を法第二十四条第二項の認定をした農林水産大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

認定協定に参加している者が第一項若しくは第二項の規定による変更の認定があつたときは、その変後のもの）が法第二百二十九条第一項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つた場合又は当該認定協定に参加している者が第一項若しくは第二項の規定に違反した場合は、当該認定を取り消すことができる。

法第二百二十五条第一項の規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

法第二百二十四条第一項の認定をした農林水産大臣又は都道府県知事は、当該認定に係る認定協定に参加している者（第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変後のもの）が法第二百二十九条第一項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つた場合又は当該認定協定に参加している者が第一項若しくは第二項の規定による変更の認定を廃止したときは、遅滞なく、法第二百二十四条第一項の認定をした農林水産大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

認定協定に参加している者は、当該認定協定を廃止したときは、遅滞なく、法第二百二十四条第一項の認定をした農林水産大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

法第二百二十九条第一項の認定をした農林水産大臣又は都道府県知事は、当該認定を取り消すことができる。

第十一條　海区漁業調整委員会の所在地

第十二条 海区漁業調整委員会の事務所の所在地は、都道府県知事が定める。

都道府県知事は、前項の規定により所在地を定めこときは、これを公示する。

(会長の職務) 定めたときにはこれを公示する。

第十三条 漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の職務

員会の会長はそれぞれ会務を總理し、會を代表する。

漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に

ついて、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ委員が互選した者がその

(毎々魚業調整委員会の会議)
職務を代理する。

(済因漁業調整委員会の会議)
第十四條　海区漁業調整委員会の会議は、会長が

招集する。ただし、会長及びその職務を代理する旨は、この二三選にしていい。吉川は、

る者かともに互選されていなしに若しくは欠けたとき又は会長及びその職務を代理する者にと

もに事故があるときの会議は、都道府県知事が招集する。

2 会長（会長及びその職務を代理する者がともに欠け又は会長及びその職務を代理する者が二人以上）

は外に又は会長及びその職務を代理する者はともに事故があるときは、都道府県知事）は、在

任委員の三分の一以上の者から書面で会議の目的たるべき事項を示して海区漁業調整委員会の

会議を招集すべき旨の要求があつたときは、会議を招集しなければならぬ。

3 請を招集したければならぬ。海区漁業調整委員会の会議に關し必要な事項

は、法令に別段の定めがある場合を除き、海区漁業調整委員会の会議で定める。

(連合海区漁業調整委員会、広域漁業調整委員会及び内水面漁業管理委員会の会議)

会及び内水面漁場管理委員会の会議)

会、広域漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の会議について準用する。この場合において

て、同条第一項ただし書及び第二項中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事（玄武角）

業調整委員会にあつては、農林水産大臣」と
「農林水産大臣」としての「農林水産大臣」

（広域漁業調整委員会を置く海域）
読み替えるものとする。

第十六条 法第百五十二条第二項の政令で定める
海域は、次の表の上欄に掲げる海域について、
毎年は、

海城に沿い表の二枚に掛ける海城にへし
それぞれ同表の下欄に掲げる海域とする。

洋太平我が國の排他的經濟水域 領海及び内水（内水面を除く。）のうち、次に掲げる線及び陸岸から成る線以東の海域

内海	瀬戸	日本海	東北地方
一 宮崎県と鹿児島県の最大高潮時海岸線における境界点に至る直線	五 宮崎県と鹿児島県の最大高潮時海岸線における境界点から北緯三十一度二十分四十四秒の点（次号において「B点」という。）に至る直線	六 A点から北緯三十一度十三分三秒東経二十九秒東経百三十一度七分四十四秒の点（次号において「A点」という。）に至る直線	一 北海道斜里郡斜里町と同道目梨郡羅臼町の最大高潮時海岸線における境界点から北緯三十二度三十分に引いた線
二 和歌山県紀伊ノ御崎灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線	三 和歌山県紀伊ノ御崎灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線	四 愛媛県佐田岬灯台から大分県関崎灯台に至る直線	二 北海道白神岬灯台から青森県下北郡佐井村と同県むつ市の最大高潮時海岸線における境界点に至る直線
三 山口県火ノ山下潮流信号所から福岡県門司崎灯台に至る直線	四 愛媛県佐田岬灯台から大分県関崎灯台に至る直線	五 宮崎県と鹿児島県の最大高潮時海岸線における境界点から北緯三十一度二十分四十四秒の点（次号において「B点」という。）に至る直線	六 A点から北緯三十一度十三分三秒東経二十九秒東経百三十一度七分四十四秒の点（次号において「A点」という。）に至る直線
四 動植物の繁殖保護漁業権又は入漁権の設定基準は、次のとおりとする。	一 当該予算総額の五割は、各都道府県の海区分に応じて各都道府県に配分する。	二 当該予算総額の一割は、海面（法第六十一条第五項第二号の海面をいう。第四号において同じ。）において漁業を営む者の各都道府県における数に応じて各都道府県に配分する。	一 当該予算総額の一割は、各都道府県の海岸線の長さに応じて各都道府県に配分する。
五 当該予算総額の三割は、海面における水産動植物の繁殖保護漁業権又は入漁権の設定基準は、次のとおりとする。	二 当該予算総額の五割は、各都道府県の海区分に応じて各都道府県に配分する。	三 当該予算総額の一割は、各都道府県の海岸線の長さに応じて各都道府県に配分する。	四 当該予算総額の三割は、海面における水産動植物の繁殖保護漁業権又は入漁権の設定基準は、次のとおりとする。

又は行使、漁場の使用の状況等に係る特別の事情に対応した漁業調整委員会の運営を行うための費用を要する都道府県に配分する。
(内水面漁場管理委員会を置かないことができる都道府県)
第十八条 法第百七十七条第一項ただし書の政令で定める都道府県は、沖縄県とする。
(内水面漁場管理委員会の費用に係る交付金)
第十九条 法第七十三条において読み替えて準用する法第五十九条第二項の政令で定めることにより算出される額は、当該予算総額の五割に相当する額を都道府県の数で除して算出するものとする。
二 法第百七十三条において準用する法第五十九条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。
一 当該予算総額の一割は、各都道府県の内水面組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十八条第二項の内水面組合をいう。）の組合員の数に応じて各都道府県に配分する。
二 当該予算総額の一割は、各都道府県の河川の延長に応じて各都道府県に配分する。
三 当該予算総額の三割は、内水面（法第六十一条第五項第五号の内水面をいう。）における水産動植物の繁殖保護、漁業権又は入漁権の設定又は行使、漁場の使用の状況等に係る特別の事情に対応した内水面漁場管理委員会の運営を行いうための費用を要する都道府県に配分する。
(農林水産大臣が自ら行うことができる都道府県知事の権限等)
第二十条 法第八十三条第一項の規定により農林水産大臣が自ら行うことができる都道府県知事の権限は、法第六十二条第一項（同条第一項第一号に掲げる事項に係る部分に限る。）、第六十四条第一項から第六項（（これらの規定を同条第八項及び法第六十七条第一項において準用する場合を含む。）、第六十九条第一項、第六十条第一項及び第六項（（これらの規定を同条第八項及び法第六十七条第一項、第七十八条第一項及び第三項、第七十九条第一項、第六十九条第一項、第七十条（法第七十六条第三項において準用する場合を含む。）、第十八条第六項及び第七項、第七十六条第一項、第七十八条第二項及び第三項、第七十九条第一項ただし書及び第三項、第八十条、第八十六条第一項及び第二項（（これらの規定を法第八十七条第六項及び第七項、第七十六条第一項（（同条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において

されている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附 則 抄

1 この政令は、昭和二十五年三月十四日から施行する。

3 左に掲げる勅令は、廃止する。但し、この政令施行の際現に存する漁業権及びこれについて現に存し又は新たに設定される入漁権については、これらの勅令の規定は、なおその効力を有する。

漁業登録令（明治四十三年勅令第四百三十号）漁業手数料令（明治四十三年勅令第四百三十一号）（昭和九年勅令第二百三十二号）

漁業法第十五条ノ二及び第二十八条第二項の規定に依る裁判所の許可を求める手続に関する件

（昭和九年勅令第二百三十二号）

漁業組合令（明治四十三年勅令第四百二十九号）

漁業監督吏員に関する件（明治四十四年勅令第二十七号）

左に掲げる勅令は、廃止する。

漁業法第四十三条ノ八の規定に依り漁業協同組合の自ら當む漁業に関する件（昭和九年勅令第二百三十九号）

漁業法及び漁業組合令中貯金の利率及び余裕金に関する主務大臣の行う職務に関する件（昭和十三年勅令第三百九十九号）

附 則（昭和二十五年五月六日政令第一二三号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十五年七月一〇日政令第二二三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二七年八月一〇日政令第二一一号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二七年八月二九日政令第三六九号）抄

1 この政令は、昭和二十七年九月一日から施行する。

附 則（昭和三〇年二月二八日政令第二二号）抄

1 この政令は、昭和二十七年九月一日から施行する。

1 この政令は、昭和三十年三月一日から施行する。

附 則（昭和三一年八月二一日政令第二六五号）抄

1

この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第一百四十七号）及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律（昭和三十一年法律第一百四十八号）の施行の日（昭和三十一年九月一日）から施行する。

附 則（昭和三三年五月二九日政令第一四五号）抄

1 この政令は、昭和三十三年六月一日から施行する。

附 則（昭和三五年六月三〇日政令第一一八五号）抄

1 この政令は、昭和三十三年六月一日から施行する。

附 則（昭和三七年七月二七日政令第三〇六号）抄

1 この政令は、昭和三十三年六月一日から施行する。

附 則（昭和三八年一月二二日政令第五二二号）抄

1 この政令は、昭和三十八年一月二二日から施行する。

附 則（昭和三八年二月一日政令第二二三号）抄

1 この政令は、昭和三十八年二月一日から施行する。

附 則（昭和三八年七月二八日政令第二六五号）抄

1 この政令は、昭和三十八年七月二八日から施行する。

附 則（昭和三九年八月二五日政令第二七七号）抄

1 この政令は、昭和三十九年八月二五日から施行する。

附 則（昭和三九年八月二九日政令第二九一号）

この政令は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附 則（昭和三七年九月二九日政令第三一九号）

この政令は、昭和三十七年九月二九日から施行する。

附 則（昭和三七年九月二九日政令第三二九号）

この政令は、昭和三十七年九月二九日から施行する。

附 則（昭和三七年九月二九日政令第三三九号）

この政令は、昭和三十七年九月二九日から施行する。

附 則（昭和三七年九月二九日政令第三四九号）

この政令は、昭和三十七年九月二九日から施行する。

附 則（昭和三七年九月二九日政令第三五九号）

この政令は、昭和三十七年九月二九日から施行する。

附 則（昭和三七年九月二九日政令第三六九号）

この政令は、昭和三十七年九月二九日から施行する。

附 則（昭和三七年九月二九日政令第三七九号）

この政令は、昭和三十七年九月二九日から施行する。

附 則（昭和三七年九月二九日政令第三八九号）

この政令は、昭和三十七年九月二九日から施行する。

附 則（昭和三七年九月二九日政令第三九九号）

この政令は、昭和三十七年九月二九日から施行する。

1 この政令は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第一百六十号）の施行の日（昭和三十七年十月一日）から施行する。

2 この政令による改正後の規定は、この政令の施行前にされた行政庁の処分その他この政令の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この政令による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この政令の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この政令の施行後も、なお従前の例による。この政令の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの政令の施行後に提起された訴願等につきこの政令の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この政令の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、この政令による改正後の規定の適用については、同法による不服申立てとみなす。

附 則（昭和三八年一月二二日政令第五二二号）抄

1 この政令は、昭和三八年一月二二日から施行する。

附 則（昭和三八年二月一日政令第二二三号）抄

1 この政令は、昭和三八年二月一日から施行する。

附 則（昭和三八年七月二八日政令第二六五号）抄

1 この政令は、昭和三八年七月二八日から施行する。

附 則（昭和三九年八月二九日政令第二七七号）抄

1 この政令は、昭和三九年八月二九日から施行する。

附 則（昭和三九年九月二九日政令第二九一号）

この政令は、昭和三十九年九月二九日から施行する。

附 則（昭和三九年九月二九日政令第三一九号）

この政令は、昭和三十九年九月二九日から施行する。

附 則（昭和三九年九月二九日政令第三二九号）

この政令は、昭和三十九年九月二九日から施行する。

附 則（昭和三九年九月二九日政令第三三九号）

この政令は、昭和三十九年九月二九日から施行する。

附 則（昭和三九年九月二九日政令第三四九号）

この政令は、昭和三十九年九月二九日から施行する。

附 則（昭和三九年九月二九日政令第三五九号）

この政令は、昭和三十九年九月二九日から施行する。

附 則（昭和三九年九月二九日政令第三六九号）

この政令は、昭和三十九年九月二九日から施行する。

附 則（昭和三九年九月二九日政令第三七九号）

この政令は、昭和三十九年九月二九日から施行する。

附 則（昭和三九年九月二九日政令第三八九号）

この政令は、昭和三十九年九月二九日から施行する。

附 則（昭和三九年九月二九日政令第三九九号）

この政令は、昭和三十九年九月二九日から施行する。

行令第六条（公職選挙法施行令第五十八条の準用に係る部分を除く。）並びに新市町村建設促進法施行令第十五条及び第十六条の規定は、昭和三十九年十月十日から適用する。

附 則（昭和四〇年四月三〇日政令第一
（施行期日）抄

（施行期日）抄
第一条 この政令は、昭和四十年五月一日から施行する。

附 則（昭和四四年五月一六日政令第一
（施行期日）抄

（施行期日）抄
第一条 この政令は、昭和四十四年七月二十日から施行する。

附 則（昭和四九年一二月二五日政令第三九四号）抄

（施行期日）抄
1 この政令は、昭和五十年一月二十日から施行する。ただし、第五十九条の次に四条を加える改正規定中第五十九条の四及び第五十九条の五に係る部分、第六十条、第六十一条第一項、第六十四条第一項及び第二項並びに第九十八条の改正規定並びに附則第三項から第五項までの規定は、昭和五十年三月一日から施行する。
(適用区分)

2 この政令による改正後の公職選挙法施行令第五十九条の四から第六十一条まで、第六十四条及び第九十八条、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）、第一百六条、第一百十四条、第一百七十七条及び第一百八十四条、最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）、第十四条並びに漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）、第二十三条の規定は、昭和五十三年三月一日以後その期日を公示され又は告示される選挙又は投票について適用し、同日前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は投票については、なお従前の例による。

附 則（昭和五〇年九月二七日政令第二
（二二号）抄

（二二号）抄
1 この政令は、昭和五十年十月十四日から施行する。

この政令による改正後の公職選挙法施行令第百九条の二から第百九条の四まで、第百九条の六、第百九条の七、第百十条の二、第百二十七条、第百三十二条の三第一項及び第七項から第十九項まで、第百三十二条の四第一項、第三項及び第四项、第百三十二条の五第一項、第百三十一条の六第一項、第百三十二条の七第一項、第百三十二条の八第一項、第百三十二条の十二並びに別表第五、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六条、第百八条第一項、第百九条、第百十四条、第百十五条第一項、第百十七条、第百十八条、第百八十四条、第百八十六条第一項及び第百八十七条並びに漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第二十一条の規定は、この政令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙又は投票について適用し、同日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は投票については、なお従前の例による。

附 則（昭和五三年七月五日政令第二八二号）抄

（施行期日）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

第四条 第二条から第五条までの規定による改正後の地方自治法施行令、最高裁判所裁判官国民党審査法施行令、漁業法施行令及び農業委員会等に関する法律施行令の規定は、施行日以後にその期日を告示される投票、審査又は選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された投票、審査又は選挙については、なお従前の例による。

附 則（昭和五八年一月二九日政令第二四二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。
(改正後の地方自治法施行令等の適用区分)

第三条 第二条の規定による改正後の地方自治法施行令、第四条の規定による改正後の漁業法施行令及び第五条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律施行令の規定は、施行日から起算して三月を経過した日以後その期日を告示

される投票又は選舉について適用し、施行日から起算して三月を経過した日前にその期日を告示される投票又は選舉については、なお従前の例による。

附 則（昭和五九年六月二一日政令第二〇七号）

この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年五月一八日政令第一三〇号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年一一月二五日政令第三六九号）抄

（施行期日）

（改正後の地方自治法施行令等の適用区分）

第一条 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成六年法律第二号）の施行の日から施行する。

第五条 第二条から第五条までの規定による改正後の地方自治法施行令、最高裁判所裁判官国民審査法施行令、漁業法施行令及び農業委員会等に関する法律施行令の規定は、施行日以後にその期日を告示される投票、審査又は選舉について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された投票、審査又は選舉については、なお従前の例による。

附 則（平成七年一二月二〇日政令第四一八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年一月三〇日政令第一六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成九年法律第二百二十七号）の施行の日（平成十年六月一日）から施行する。

附 則（平成一〇年一二月一一日政令第三八八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十一年五月一日から施行する。ただし、目次の改正規定（第五章不在者投票（第五十条—第六十五条）」を「第五章 不在者投票（第五十条—第六十五条）／第五章の二 在外投票（第六十五条の二—第六十五条の二十二）／」に改める部分に限る。）、第十八条第三項、第三十条及び第五十九条の三の改正規定、第五章の次に一章を加える改正

規定、第七十七条、第七十五条、第七十六条及び第一百三十三条第二項の改正規定、第一百三十九条の改正規定（第十八条に係る部分に限る。）、第一百四十二条を第一百四十一條の三とし、同条の次に二項を加える改正規定（第一百四十二条の四第一項並びに第一百四十二条の二及び第二項に係る部分に限る。）、第一百四十二条の二及び第一百四十二条の三の改正規定並びに附則第一項の次に二項を加える改正規定（第一百四十二条の四第一項並びに第一百四十二条の二及び第二項に係る部分に限る。）、第一百四十二条の二及び第一百四十二条の三の改正規定並びに附則第三項（第二百三十三条の二に係る部分を除く。）に係る部分に限る。）並びに附則第六条中「第四十一条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）」を加える部分、「第二百六十三条第五号の二」を「第二百六十三条第四号の二、第五十五条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）」に改める部分（第五十六条第五号の二）に改める部分（第四号の三に係る部分に限る。）及び「から第二百六十八条まで」の下に「第二百六十九条の二、第二百七十七条第一項（在外選挙人名簿及び在外投票に関する部分に係る部分に限る。）及び第二項、第二百七十条の二（在外投票に関する部分に限る。）」を加える部分（第二百六十九条の二に係る部分、第二百七十条第二項中在外投票に関する部分に係る部分及び第二百七十条の二に係る部分に限る。）に限る。）同令第一百四十四条、第一百七十七条及び第一百八十四条の改正規定、同令第八百八十七条の改正規定（第三十八条第三項）の下に「第四十二条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）」を加える部分（第二百六十九条の二、第五十五条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）及び第二百七十条の二に係る部分に限る。）を加える部分（第二百六十九条第五号の二）を「第二百六十三条第五号の二」、「第二百六十三条第四号の二、第五十五条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）及び第二項、第二百七十条の二（在外投票に関する部分に限る。）」を加える部分（第二百六十九条の二に係る部分、第二百七十条第二項中在外投票に関する部分に係る部分及び第二百七十条の二に係る部分に限る。）に限る。）

附 則 (平成一九年二月二日政令第三六三号) 抄
この政令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年十一月二十六日)から施行する。

附 則 (平成二〇年一月二十五日政令第五号)
この政令は、漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二三年七月二九日政令第二三五号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十三年八月一日)から施行する。

附 則 (平成二五年二月六日政令第二八号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律附則第十二条ただし書に規定する規定の施行の日(平成二十五年三月一日)から施行する。

附 則 (平成二七年一月三〇日政令第三〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成二七年一月二六日政令第三九二号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、行政不服審査法の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

第二条 行政手続その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの政令の施行前にされた行政手続の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政手続の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、まるで前二項による。

附 則	（平成二八年三月三〇日政令第八 六号）抄
（施行期日）	第一條 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。
附 則	（平成二八年五月二七日政令第二 二七号）抄
（適用区分等）	第二条 この政令による改正後の公職選挙法施行 令（以下この条において「新令」という。）の規 定（新令第一条の三、第十一条、第十五条及 び第十六条の規定を除く。）、次条の規定による 改正後の地方自治法施行令（昭和二十二年政令 第十六号）の規定、附則第四条の規定による改 正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭 和二十三年政令第百三十二号）、第十九条の規 定、附則第五条の規定による改正後の漁業法施 行令（昭和二十五年政令第三十号）、第六条の 二、第七条の二第二項、第九条及び第二十三条 の規定、附則第六条の規定による改正後の地方 公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁 的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例 に関する法律施行令（平成十四年政令第十九 号）、第二条（第三項を除く。）及び第四条第二 項の規定、附則第七条の規定による改正後の市 町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十 七年政令第五十五号）、第十九条及び第二十二条 の規定並びに附則第八条の規定による改正後の 大都市地域における特別区の設置に関する法律 施行令（平成二十五年政令第四十二号）、第五条の 及び第八条の規定は、この政令の施行の日（以 下この項及び次項において「施行日」という。） の翌日以後初めてその期日を公示される衆議院 議員の総選挙の期日の公示の日又は施行日の翌 日以後初めてその期日を公示される参議院議員 の通常選挙の期日の公示の日（うちいずれか早 い日（以下この項及び第四項において「公示日」と いう。）以後その期日を公示され又は告示さ れられる選挙、投票又は審査について適用し、 公示日の前日までにその期日を公示され又は告 示された選挙、投票又は審査については、なお 従前の例による。

第一条 (施行期日) この政令による改正後の公職選挙法施行令（以下この条において「新令」という。）第十四条の規定は、基準日（選挙人名簿に登録される資格（選挙人の年齢を除く。）の決定の基準となる日をいう。以下この項及び次項において同じ。）がこの政令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後である選挙人名簿の登録について適用し、基準日が施行日前である選挙人名簿の登録については、なお従前である。前のある選挙人名簿の登録については、なお従前の例による。

第二条 この政令による改正後の公職選挙法施行令（以下この条において「新令」という。）第十四条の規定は、基準日（選挙人名簿に登録される資格（選挙人の年齢を除く。）の決定の基準となる日をいう。以下この項及び次項において同じ。）がこの政令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後である選挙人名簿の登録について適用し、基準日が施行日前である選挙人名簿の登録については、なお従前の例による。

第三条 新令第二十一条第一項の規定は、調製の期日が施行日以後である在外選挙人名簿の再調製について適用し、調製の期日が施行日前である在外選挙人名簿の登録に係る縦覧については、なお従前の例による。

第四条 縦覧開始の日が施行日以前である在外選挙人名簿の登録に係る縦覧については、なお従前の例による。

第五条 新令第二十三条の十六第一項において準用する新令第二十一条第一項の規定は、調製の期日が施行日以後である在外選挙人名簿の再調製について適用し、調製の期日が施行日前である在外選挙人名簿の登録に係る縦覧については、なお従前の例による。

第六条 新令第三十四条の二第一項、第三十四条の三、第三十五条第一項、第五十条第五項、第五十三条第一項、第五十九条の四第三項及び第四项並びに第五十九条の五の四第三項、第六項及び第七項の規定並びに次条の規定による改正後の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の規定は、施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙又は投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は投票については、なお従前の例による。

だし書に規定する規定の施行の日から施行する。(適用区分)

(適用区分)
第二条

この政令による改正後の公職選挙法施行
令の規定、次条の規定による改正後の地方自治
法施行令（昭和二十一年政令第十六号）の規
定、附則第四条の規定による改正後の最高裁判
所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令
第一百二十二号）第十二条第一項及び第二十五条
の規定、附則第五条の規定による改正後の漁業
法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第二十
一条第二項及び第二十三条の規定、附則第六条
の規定による改正後の市町村の合併の特例に關
する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）
第十九条から第二十二条までの規定並びに附則
第七条の規定による改正後の大都市地域におけ
る特別区の設置に関する法律施行令（平成二十
五年政令第四十二号）第五条から第八条までの
規定は、この政令の施行の日以後その期日を公
示され又は告示される選挙、投票又は審査につ
いて適用し、この政令の施行の日の前日までに
その期日を公示され又は告示された選挙、投票
又は審査については、なお従前の例による。

附 則（令和二年七月八日政令第二一七

第一条 この政令は、改正法施行日（令和二年十
二月一日）から施行する。

号抄 (施行期日)